

1 昭和50年5月27日 火曜日

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、そ)

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和二十三年七月鳥取県規則第四十号)の一部を

第三十三条第一項中「九月」を「八月」に改め、同条第二項を削る。  
第三十四条中「第四号」を「第三号」に改める。

次のように改正する。

## 目 次

- ◆規 則 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
- ◆告 示 健康保険法等による看護料の支給基準
- ◆内水面管理委告示 あゆの採捕の禁止
- ◆保險医療機関の指定

国有財産の用途廃止(四件)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、日雇労働者健康保  
険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年  
法律第七十三号)第二十八条の規定により看護の給付を行う場合の看護料  
の支給基準を次のように定め、昭和五十年五月一日から適用し、昭和四十  
九年四月鳥取県告示第三百七十六号(健康保険法等による看護料の支給基  
準について)は、昭和五十年四月三十日限り廃止する。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

看護料の支給基準

## 鳥取県規則第三十四号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時  
監視し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重

篤でないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合

病

種

別

看

護

婦

准

看

護

婦

看

護

料

備考

一 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。

二 泊込みの場合は、一日当たりの看護料の額の一割増とする。

三 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたときは、一日当たりの看

護料の額の二割五分増とし、二と併給することができる。

ただし、支給基準の一に該当する場合は、この限りでない。

四 この基準は、最高額を示したものであり、現に要した看護料がこの支給基準の範囲内であるときは、その額とする。

#### 鳥取県告示第四百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

病	種	別	一日当たりの看護料	看護婦	准看護婦	看護補助者
コレラ、痘瘡、癰瘍チフス及びペスト			六、二三〇円	六、二三〇円	五、三〇〇円	一
法定伝染病（コレラ、痘瘡、癰瘍チフス及びペストを除く。）			四、九八〇円	四、二四〇円	三、七三〇円	
急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病			四、一五〇円	三、五三〇円	三、一一〇円	
その他の疾病			三、二七〇円			
(一) 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合						
(二) 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。						
食事及び用便につき介助を要すること。						
その他の疾病						

科 診 療 所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
立川眼科耳鼻咽喉	辻 谷 医 院	米子市丸町二丁目 一一八一三	昭和五十年五月二十三日
名島外 医 院	石 田 医 院	氣高郡青谷町大字青谷 三九三六一七	〃
		倉吉市東岩倉町二三三六	二十五日
		境港市湊町一五六	二十八日

中野医院	東伯郡東伯町保五五一一	"	二十三日
富谷歯科医院	倉吉市河原町一九〇四	"	十七日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	"	二十一日
野坂歯科医院	日野郡溝口町溝口二二二一	一日	

音田歯科医院	東伯郡東郷町松崎四一〇	"	

## 鳥取県告示第四百六十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十七日から用途廃止した。

昭和五十年五月二十七日  
鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面積) (面 方 メ ー ト ル)	用 途
鳥取市玉津字代田二〇番二地先まで	一八・八六	道路敷	

鳥取県告示第四百六十七号  
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十七日から用途廃止した。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面積) (面 方 メ ー ト ル)	用 途
八頭郡用瀬町大字鷹狩字口金小屋一四六番一地先	三一・〇七	道路敷	

## 鳥取県告示第四百六十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十七日から用途廃止した。

昭和五十年五月二十七日  
鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面積) (面 方 メ ー ト ル)	用 途
岩美郡岩美町大字字治字岡崎四四一一番四地先	一三・一二	水路敷	

鳥取県告示第四百六十九号  
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十七日から用途廃止した。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面積) (面 方 メ ー ト ル)	用 途
八頭郡用瀬町大字鷹狩字口金小屋一四六番一地先	三一・〇七	道路敷	

(第三種郵便物認可) 昭和50年5月27日 火曜日

## 鳥取県公報

## 内水面漁場管理委員会告示

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川

昭和五十年六月一日から  
昭和五十年六月五日まで

(投網及び引懸(ゾロ)に限る。)

八東川  
（八頭郡八東町大字島における中国電力株式会社えん堤から上流域）

昭和五十年六月一日から  
昭和五十年六月三十日まで

智頭川  
（八頭郡智頭町大字市ノ瀬における中国電力株式会社えん堤から上流域）

昭和五十年六月一日から  
昭和五十年六月三十日まで

佐治川  
（おける佐治川と智頭川の合流点から上流域）

昭和五十年六月一日から  
昭和五十年六月三十日まで

天神川

日野川

昭和五十年六月一日から  
昭和五十年六月十四日まで  
(投網にあつては、六月二十二日正午)まで

昭和五十年六月一日から  
昭和五十年六月七日まで  
(投網にあつては、六月九日まで)